

【農業委員の募集】

- 職 種 農業委員（特別地方公務員）
- 募集人数 11人
- 業務内容
- 農地法等によるその権限に属させた業務
 - ・農地法3・4・5条、利用権設定、各種証明等
 - 農地等の利用の最適化の推進
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進
 - 法人その他の農業経営の合理化
 - 農業に関する調査及び情報提供
 - 必要に応じて施策についての改善意見の提出等
 - 毎月実施する総会への出席、各種研修会等への出席
- 募集要件 次のいずれにも該当する者
- ①農業に識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができる者
 - ②由布市内で農業を営んでいる者
 - ※農業経営を営んでいない者であっても、由布市内に住所を有している、または住所を有していない場合も市に住所を有する会社等での活動が認められる者、また、商工会・消費者組織等出身者、農協や行政職・教職等の経験のある者（OB）であれば応募可能。
 - ③由布市が設置する他の付属機関等の委員でない者
 - ④由布市の職員でない者
- 注）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。
- 委員の構成条件
- ・認定農業者 6名以上
 - ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 1名以上
- 任 期 平成28年4月1日から3年間
- 報 酬 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額
- 募集方法 **【推薦】**（3名以上の個人推薦又は団体推薦）
- ・推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別
 - 推薦をする者が団体等の場合は、名称、住所、目的、代表者名又は管理人名、構成員人数・資格、その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

- ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦を受ける者が認定農業者に該当するか否かの別
- ・推薦の理由
- ・推薦をする者が同一の者について農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別

【応募】

- ・応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・応募する者が認定農業者に該当するか否かの別
- ・応募の理由
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別

○任命方法 推薦・応募された者について評価委員会で審議を経た後、市議会の同意を得て市長が任命

【農地利用最適化推進委員の募集】

○職 種 農地利用最適化推進委員（特別地方公務員）

○募集人数 22人

○業務内容

- 担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化
- 耕作放棄地の発生防止・解消等の区域における現場活動
 - ・人・農地プラン等地域農業者の話し合いの推進
 - ・農地の出して・受けてへのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進
 - ・耕作放棄地の発生防止と解消の推進
 - ・農地中間管理機構との連携
 - ・農地利用状況調査・農地パトロール等
- 必要に応じて、毎月実施する農業委員総会での意見報告、各種研修会への出席等

○募集要件 次のいずれにも該当する者

- ①農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる者
- ②農業委員会が定める区域において、その区域内で農業を営む者または区域外で農業を営む場合にあっても区域内に住所を有する者

③由布市が設置する他の付属機関等の委員でない者

④由布市の職員でない者

注) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。

○任期 委嘱された日から農業委員の任期満了の日まで

○報酬 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

○募集方法 【推薦】（3名以上の個人推薦又は団体推薦）

- ・推薦の区域
- ・推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別
推薦をする者が団体等の場合は、名称、住所、目的、代表者名又は管理人名、構成員人数・資格、その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦の理由
- ・推薦をする者が同一の者について農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に推薦しているか否かの別

【応募】

- ・応募の区域
- ・応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・応募の理由
- ・農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に応募しているか否かの別

○任命方法 推薦・応募された者について農業委員会総会による審議を経た後、農業委員会が委嘱する。

○ 農業委員会が定める農地利用適正化推進委員の区域（推薦・応募の区域）

区域名	募集人員	区域の詳細（自治地区等）
挾間 1	1	高崎・山口・七蔵司・中台・来鉢東部・来鉢中部・来鉢西部
挾間 2	1	北田代・南田代・詰・朴木下・朴木上
挾間 3	1	赤野・丸田・東行・海老毛・古野・古野郷・三船・医大 1・2・3
挾間 4	1	北方・下市・上市・向原・中村・柏野・鶴田・鬼崎
挾間 5	1	時松・芽場・鬼瀬・池ノ上
挾間 6	1	谷東部・東ノ山・山田・中恵・酒野・篠原・同尻・田ノ小野
挾間 7	1	谷中村・小野・阿鉢・上筒口・下筒口
湯布院 1	1	塚原・佐土原・並柳・若杉・乙丸 1・乙丸 2・乙丸 3・新町 1 新町 2・岳本・津江・湯の坪・中島
湯布院 2	1	荒木・石武・光永・東石松 1・東石松 2・東石松 3・西石松 山崎・平
湯布院 3	1	前徳野・内徳野・塊木・畑倉・奥江・下津々良・上津々良・鮎川 中依・下依
湯 平	1	畑・小平・幸野・湯平 1・湯平 2・湯平 3・水地
阿 南 1	1	櫟木・蛇口・五福・小野屋・久保・高津透内・瀬口
阿 南 2	1	中尾・影戸・宗寿寺・竹の中・柚の木・小挾間
東庄内 1	1	大龍東部 1・大龍東部 2・大龍西部
東庄内 2	1	五ヶ瀬・龍原
西庄内 1	1	畑田・猪野竹の下・長野・葛原
西庄内 2	1	佐平治・橋爪・甲斐田・宇南水足・小松台・雲取・深谷
西庄内 3	1	平石・東家・小原・下武宮・中武宮・上武宮・蓑草
南庄内 1	1	柿原 1 区・柿原 2 区・野畑 3 区・野畑 4 区
南庄内 2	1	淵 5 区・淵 6 区・淵 7 区
阿蘇野 1	1	直野内山・上重・井手下・原中
阿蘇野 2	1	日ヶ暮・永十・伊小野・栢ノ木・中村・高津原